

施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保
施策の目的	食品の生産から消費に至る一貫した安全対策及び生活衛生関係営業の衛生環境を確保することにより、県民の安全・安心な生活を確保します。
施策の現状 に対する評価	<p>①(食の安全の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナに係る感染予防対策の浸透や外食を控える傾向もあり、食中毒の発生は営業施設及び家庭で減少したものの、依然として確認されている。 ・ 令和3年6月からHACCPが完全義務化されたため、講習会や様々な取組によって、事業者のHACCP導入を推進してきたが、理解が不足しており、取組が不十分な事業者がいる。 ・ 食品事業者に対する食品表示講習会や相談対応等により、適正表示に対する意識が高く保たれている状況であるが、表示基準が複雑なため、継続的に周知し計画的に監視を行うことが課題である。 <p>②(安全な生活環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活衛生関係営業施設に対する監視指導により、生活衛生に関する健康被害の防止が図られている。 ・ 飲食店の新型コロナの感染防止と事業活動の両立を図るため、感染防止対策に取り組む飲食店を認証する制度を開始し、1200店舗余り認証したが、継続して周知していくことが必要である。 <p>③(人と動物の共生の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護思想の普及啓発の取組により、犬猫の引取頭数は年々減少している。 ・ 大規模な多頭飼育崩壊のケースはなかったものの、不適正な多頭飼育事案が見られ、継続した適正飼育の普及啓発と、市町村と連携した対応や積極的な立入検査が課題である。
今後の取組 の方向性	<p>①(食の安全の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品事業者及び消費者に対し、特に魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策の啓発を行う。 ・ 関係機関や業界団体と連携して、特に小規模事業者などに対しHACCPにもとづく指導・助言を重点的に行い、衛生管理の徹底を図る。 ・ 食品に関する表示基準が複雑である事に加え、令和4年4月より食品表示法による原料原産地表示が義務化されたことから、営業施設へ周知を徹底する。 <p>②(安全な生活環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館などの生活衛生関係営業施設に対する監視指導を行い、自主管理の徹底を働きかける。 ・ 飲食店の感染防止対策と事業活動の両立を進めるため、感染防止対策に取り組む飲食店を認証する制度を周知し適切に運用する。 <p>③(人と動物の共生の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種々の事業や広報等を通じて動物愛護思想の普及を図る。 ・ 多頭飼育崩壊が生じないように、様々な関係団体と平時から情報共有を図る。 ・ 飼い主のいない猫による環境侵害防止と子猫の繁殖防止による引取り・殺処分の減少を目的とした地域猫活動を推進する。

事務事業の一覧

施策の名称		Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	食品衛生対策推進事業	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	食品等に起因する健康被害を防止する	43,449	64,464	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う	967	1,914	薬事衛生課
3	食品流通対策事業	県内食品製造・販売・提供事業者	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る	4,326	4,692	薬事衛生課
4	生活衛生団体等の育成事業	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る。	22,879	24,559	薬事衛生課
5	動物管理対策事業	動物の飼い主・動物取扱業者	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する	29,126	33,346	薬事衛生課
6	米トレーサビリティ制度推進事業	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供業者、消費者	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。	2,601	3,113	農畜産課
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品衛生対策推進事業			
目的	誰(何)を対象として	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	食品等に起因する健康被害を防止する		43,449	64,464
			うち一般財源 (千円)	18,376	26,281
令和4年度の取組内容	・衛生管理の向上のため、食品関係事業者に対して、講習会の実施や監視指導を行う ・衛生知識の普及のため、消費者に対して、新聞やホームページを活用したり、コンビニエンスストアにチラシを配架する				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	食品事業者育成研修(HACCP研修)の対象業種を広げる				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒年間発生件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	件	単年度値
		実績値	7.0	1.0	2.0					
		達成率	—	185.8	171.5	—	—	—		
2	食品収去検査による成分規格違反件数(松江市内の事業者を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0	0.0	0.0					
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・令和3年度食中毒が6件(患者数31名)発生したが、このうち監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒は2件(患者数27名)であった。 ・患者数が50名以上の大規模な食中毒はなかった。 ・6件の内訳: アニサキス2件、カンピロバクター1件、ノロウイルス1件、黄色ブドウ球菌1件、不明1件								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策の浸透や外食を控える傾向もあり、令和3年度の食中毒の発生は6件と例年と比較し減少したが、依然として食中毒は確認されている状況である。 ・全国的に食中毒原因物質の上位を占めるアニサキスによる食中毒が2件発生し、依然として寄生虫による食中毒が発生している。 ・食品事業者の食中毒予防に対する意識も向上が図られているものと考えられる。
課題分析	① 課題	ア) 寄生虫による食中毒が依然として発生しており、リスクの理解が進んでいない。 イ) 昨年6月から事業者へ完全義務化となったHACCPについて理解が不足しており、取組が不十分な事業者がいる。 ウ) 食品衛生法の改正に伴い、新たに保健所へ届出をしなければならない事業者がいるが、自らが対象業者かどうか理解されていない。
	② 原因	ア) 厚労省が示している、寄生虫の食中毒予防対策の周知が不十分である。 イ) HACCPの完全義務化について、認知度は高まっているが、具体的な手法について、理解されていない可能性がある。 ウ) 保健所が全ての事業者を把握出来ないため、保健所からのアプローチが困難である。
	③ 方向性	ア) 消費者や事業者に対し、各種広報や衛生講習会を通じて、魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策の啓発や対象魚種等の情報提供を行う。 イ) 食品事業者が取り組む「HACCPに沿った衛生管理」の成果が見えるよう、指導助言を行う。 ウ) 積極的かつ計画的な監視指導により、手引書に基づいた衛生管理計画の作成及び記録の作成・保存を普及させる。 エ) 様々な媒体やツールを用いるなど、工夫しながら幅広く周知をおこなう。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要	担当課 薬事衛生課
------------------	---

事務事業の名称		カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業			
目的	誰(何)を対象として	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う		967	1,914
			うち一般財源 (千円)	0	0
令和4年度の取組内容		・森永ミルク中毒被害者の救援事業に行政協力する ・カネミ油症認定患者に対し経過観察の検診を実施する			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	カネミ油症検診受診率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	100.0	0.0	0.0					
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○森永ミルク中毒被害者に対する取り組み ・被害者救済連絡会議(行政協力懇談会)の開催:2回 ・山陰地域救済対策委員会への出席:2回 ○カネミ油症患者に対する取り組み ・カネミ油症健康実態調査:実施者数5名/対象者数5名 ※KPI(検診の受診率について):鳥取大学医学部付属病院にて実施予定であったが、コロナ感染予防のため中止した。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・(公財)ひかり協会に対し、被害者救済連絡会議などを通じ、行政が行っている検診事業等を紹介し、被害者の受診希望に応えることができた。 ・カネミ油症患者に対しては、国が実施するカネミ油症健康実態調査並びに全国油症治療班が行う検診事業を実施した。健康実態調査は5名から調査協力を得て、検診は新型コロナウイルス感染症感染予防のため中止とした。
課題分析	① 課題	・森永ミルク中毒被害者の高齢化により、医療、介護、福祉に関するサービスを円滑に受けることが一層必要とされる。
	② 原因	・65歳を迎える被害者が、障がいサービスから介護保険サービスに切り替わるなど、様々なサービスが複雑・多様化しており、きめ細やかなサポートが必要となっている。
	③ 方向性	・高齢化した被害者の多様なニーズに応えるため、市町村、(公財)ひかり協会、県関係課と連携し、行政に要望される事項について積極的に対応する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品流通対策事業			
目的	誰(何)を対象として	県内食品製造・販売・提供事業者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る		4,326	4,692
			うち一般財源 (千円)	3,903	4,252
令和4年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者に対して、表示相談の受付、研修会の開催を行うとともに、ホームページ、パンフレット等で食品表示に関する情報提供を行う 県内に流通する食品の適正表示について監視を行い、不適正表示事案には改善指導を行う 			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと		食品衛生法の改正に伴い、新たに許可や届出が必要となった事業者を対象とした食品表示セミナーを開催し、食品表示の適正化を図る			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	食品表示法に基づく指示件数(松江市内の衛生及び保健事項を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
		実績値	0.0	0.0	0.0					
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> フォローアップのための事業者向け食品表示講習会を実施した。(県内2カ所) 薬事衛生課及び保健所に寄せられた表示相談件数はR1:846、R2:408、R3:241件であった。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度、食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。 令和4年4月1日からの原料原産地表示の義務化により、食品製造業者からの相談が年明けから年度末のかけ一時的に増加した。 	
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示法に基づく新表示について、多くの事業者への相談対応や講習会による指導により、相談件数が減少してきているものの、未だに多くの相談が寄せられていることから、事業者の表示に関する知識が十分とは言えない。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 表示基準が複雑なため、食品表示に関する理解が不足している事業者がいる。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生推進員による食品表示チェッカー事業を活用し、表示基準への移行状況を確認するとともに、不適正表示に対し、監視指導により適正化を図る。 食品事業者に対し、パンフレットや講習会を通じて、食品表示法に基づく表示基準の徹底を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		生活衛生団体等の育成事業			
目的	誰(何)を対象として	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る。		22,879	24,559
			うち一般財源 (千円)	22,879	13,600
令和4年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤を安定化し、衛生水準の向上を図るため、関係団体等が生活衛生関係営業者に対して実施する相談事業、研修会等の支援を行う。 ・衛生水準を確保するため、生活衛生関係営業施設に対し、法に基づく許可等、監視指導等を行う。 ・飲食店の新型コロナウイルス感染症の感染防止と事業活動の両立を進めるため、感染防止対策に取り組む飲食店を認証する制度(「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度)を周知し、また適切に運用する。 			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、引き続きこれらの施設に対する監視指導等を行い、自主管理の徹底を図る。 ・「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度を開始した。 			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	営業許可取消・営業停止命令件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0	0.0	0.0					
		達成率	—	—	—	—	—			
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターが開催するクリーニング師研修会へ講師を派遣し、標準営業約款登録審査委員会に参加する等、同センターへの支援を行った。 ・同センターが実施する生活衛生関係営業対策事業に係る経費を補助することにより、生活衛生関係営業の近代化、合理化の推進及び衛生水準の維持向上を図った。 ・生活衛生関係営業175施設に立入検査を実施し、9施設に対して文書指導を行った。(旅館2、公衆浴場4、クリーニング所3) ・生活衛生関係営業に係る健康被害は発生していない。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の生活衛生関係営業施設の衛生管理等が適正であるか確認し、不適正である場合には指導によって改善を図った。 ・令和2年6月から、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組む施設の紹介事業(しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業)を開始し、感染予防に取り組む施設を県HPで公表した。 施設数(令和4年5月末現在):計1,463(内訳 飲食施設633、宿泊施設340、理容所117、美容所249、公衆浴場10、食品小売店舗114) ・令和3年9月から、「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度を開始し、認証店を専用HPで公表した。 認証店数(令和4年5月末現在):1,256
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア. 公衆浴場及び旅館におけるレジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。 イ. 新型コロナウイルス感染症の感染が広がっている中、飲食店においても感染防止対策を徹底していく必要がある。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア. レジオネラ症防止対策の周知不十分により、営業者の認識が不足し、清掃、消毒等の管理が適正に行われていない可能性がある。 イ. 新型コロナウイルス感染症の感染が、変異しながら今なお続いている。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア. 公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、今後も引き続きこれらの施設に対する監視指導を実施し、自主管理の徹底を図る。 イ. 飲食店の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進め、飲食店利用に対する安心を提供するため、「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度を周知し、また適切に運用する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		動物管理対策事業			
目的	誰(何)を対象として	動物の飼い主・動物取扱業者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する		29,126	33,346
			うち一般財源 (千円)	26,170	29,860
令和4年度の取組内容	・動物愛護思想、適正飼養の定着を図るため、飼い主に対し、広報や講習会等を開催する ・動物による環境侵害等を防止するため、犬猫の引き取り・処分、不適正飼養者の指導、動物取扱業者等の監視・指導・登録を行う ・狂犬病のまん延防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射及び適正飼養について普及啓発する				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	犬猫販売業者が犬猫を販売する際にマイクロチップを装着することが義務化されたことから、保健所から譲渡する犬猫に対しても、マイクロチップの装着を積極的に行う				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	保健所での犬・猫引取り数【当該年度4月～3月】	目標値		550.0	530.0	510.0	490.0	470.0	頭	単年度値
		実績値	518.0	377.0	326.0					
		達成率	—	131.5	138.5	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実	○犬・猫の引取り数 (全体)R1:523(349)、R2:377(307)、R3:326(236) (犬)R1:185(135)、R2:155(131)、R3:125(108) (猫)R1:338(214)、R2:222(176)、R3:201(128) ※()は拾得者からの引取り ○犬・猫の譲渡数 (全体)R1:339、R2:296、R3:243 (犬)R1:162、R2:124、R3:94 (猫)R1:177、R2:172、R3:149 ○犬・猫の殺処分数 (全体)R1:245、R2:112、R3:131 (犬)R1:42、R2:13、R3:6 (猫)R1:203、R2:99、R3:125									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・前年度と比較し、犬・猫の引取り数、犬の殺処分数とも減少しており、特に犬の処分数は10頭以下とすることが出来た。各種取り組みにより、動物愛護思想の浸透が図られた。
課題分析	① 課題	ア)猫の処分数が前年度より増加に転じた(R2:99→R3:125) ア)所有者不明の子猫(野良猫)の引取り数・殺処分数が多い。 イ)大規模な多頭飼育崩壊のケースはなかったものの、不適正な多頭飼育事例が散見された。
	② 原因	ア)動物愛護思想の欠如、野良猫への餌やりなどの不適正飼養等が一部で存在することが考えられる。 ア)イ)動物に関わるすべての人に対し、動物愛護と適正飼養の普及啓発が不十分である。
	③ 方向性	ア)動物愛護週間をはじめとする様々な事業を通じて、動物愛護思想の普及を図るとともに、幅広く啓発ができるよう、新聞、TV等の効果的な広報を検討する。 ア)地域猫活動(TNR)を積極的に実施し、所有者不明の子猫を増やさない取り組みを推進する。 ※R3年度不妊去勢手術頭数:87匹(H24事業開始後通算529匹) ア)マイクロチップの着用が浸透するよう啓発を行う。 イ)早期発見・早期解決に向けて、引き続き様々な関係団体と平時から連携し情報共有を図っていく。 イ)未然防止を図るための、多頭飼育対策ガイドラインの普及啓発を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

農畜産課

事務事業の名称		米トレーサビリティ制度推進事業			
目的	誰(何)を対象として	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供者、消費者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。		うち一般財源 (千円)	2,601
令和4年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法の対象となる米穀事業者について、適切な情報伝達がされていない場合などに立入調査を実施し、制度の啓発、指導業務を行う。 ・農産物検査に係る地域登録検査機関について、農産物検査法に基づく登録の更新事務、検査結果報告の取りまとめ及び登録検査機関への巡回立入調査を実施し、農産物検査の適正な実施について指導・監視する 			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	主食用米の担い手シェア率(生産面積)【当該年度4月～3月】	目標値		37.0	40.0	43.0	47.0	50.0	%	単年度 値
		実績値	36.6	39.9	42.3					
		達成率	—	107.9	105.8	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実										

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査は見合わせているが、産地情報の伝達が行われていないなどの疑義案件の情報提供はなかった。 ・中国四国農政局島根県拠点と定期的に連絡を取り、立入検査や普及啓発に関して情報交換を行った。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性
		<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法の施行時より新規事業者も増えていることから、各事業者の制度に対する認識がどこまでなされているか把握できていない。 ・新型コロナウイルスの影響や新規事業者数が増えていることから、立入検査が十分できていない。 ・立入検査の際に制度について周知だけでなく、新規事業者を中心に効果的に制度について周知を図ることができる機会、方法を引き続き検討する。